

旭川市福祉有償運送ガイドライン

1 趣旨

福祉有償運送に関し、旭川市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）が実施する協議等について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

このガイドラインにおいて掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 福祉自動車 道路運送法施行規則第51条の3第8号に定める福祉自動車をいう。
- (2) セダン型自動車 福祉自動車以外のセダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）をいう。

3 協議

申請団体に対する協議は、申請団体要件確認表に従い、道路運送法等の関係法令に基づく関係書類等により行うものとし、旭川市福祉有償運送運営協議会協議実施要領により確認等を行う。

4 協議対象団体

協議会は、次のいずれかに該当する場合に協議を行うものとし、原則として、団体が所有する福祉自動車が1台以上あるものとする。ただし、(5)又は(6)に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 新たに団体が登録申請するとき。
- (2) 既に登録をしている団体で、自動車を増車するとき。
- (3) 団体が更新登録を申請するとき。
- (4) 団体が変更登録を申請するとき。
- (5) 団体が対価を変更するとき。
- (6) 団体に関する協議会での合意を解除するとき。

5 セダン型自動車の登録

セダン型自動車の増車に関する協議において、その必要性について適切な判断を行うため、申請団体からの説明のほか、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

6 運行管理等の報告

協議会は、必要に応じて運送主体に対して運行管理等についての報告を求めることができる。

7 その他

このガイドラインに定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

このガイドラインは、平成19年10月 15日から施行する。

旭川市福祉有償運送運営協議会協議実施要領

(目的)

- 1 この要領は、福祉有償運送に関し旭川市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）が実施する申請団体に係る協議において必要な確認事項等を定めるものとする。

(協議)

- 2 申請団体の協議は、申請団体要件確認表（様式第1号）により行うものとする。

(運送主体の確認)

- 3 運送の主体は、民法第34条の規定により設立された法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、特定非営利活動法人等の営利を目的としない法人であり、当該団体を証明する書類をもって確認する。

(運送対象旅客)

- 4 対象となる旅客は、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、名簿に記載されている者及びその付添人とする。

(1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

(2) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

(3) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者

(4) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

(運送対象旅客の確認)

- 5 申請団体は、次のとおり証明書類等をもって運送対象旅客を名簿に登録するものとし、協議会は、申請団体に対して、当該旅客の障害等の態様を記載した書類の提出を求め、確認を行う。ただし、介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者及びその他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者については、申請団体に対して、当該旅客の障害等の状況に関する説明を求めるものとする。

(1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者の判断は、団体が、会員を登録する場合に、身体障害者手帳を確認する。18歳未満で身体障害者手帳を持つ者も同様とする。

(2) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者の判断は、団体が、会員を登録する場合に、介護保険被保険者証を確認する。

(3) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者の判断は、団体が、会員を登録する場合に、介護保険被保険者証を確認するとともに、移動困難申出書（様式第2号）（以下「申出書」という。）を事務局に提出するものとし、事務局が医師等と相談して、協議会に報告する。

(4) その他肢体不自由、内部障害、その他の障害を有する者の判断は、障害を挙証する書類がある場合は、申出書に当該書類を添付し、事務局で判断して協議会に報告する。ただし、障害を挙証する書類がない場合は、申出書を事務局に提出するものとし、事務局が医師等と相談して、協議会に報告する。

(5) 知的障害者の判断は、団体が会員を登録する場合に、療育手帳を確認するとともに、申出書を事務局に提出し、事務局で判断して協議会に報告するものとする。この場合、申出書は、本人の法定代理人等が団体の確認を受けて提出することができる。ただし、療育手帳の確認が困難な場合は、申出書を事務局に提出し、事務局が医師等と相談して、協議会に報告する。

(6) 精神障害者の判断は、団体が会員を登録する場合に、精神障害者保健福祉手帳若しくは精神障害を事由とする年金や特別障害給付金の受給を確認するとともに、申出書を事務局に提出し、事務局で判断して協議会に報告するものとする。この場合、申出書は、本人の法定代理人等が団体の確認を受けて提出することができる。ただし、精神障害者保健福祉手帳等で確認できない場合は、申出書を事務局に提出し、事務局が医師等と相談して、協議会に報告する。

(運送形態)

6 旅客の発地及び着地のいずれかが本市内の区域内にあることとする。

(使用自動車の確認)

7 使用自動車は、乗車定員が11人未満である次の自動車であり、自動車検査証で確認するものとし、

(1)から(4)までの自動車については、写真によっても確認を行うものとする。

(1) 寝台車（車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車）

(2) 車いす車（車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な車であってスロープ又はリフト付きの自動車）

(3) 兼用車（ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車）

(4) 回転シート車（回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車）

(5) セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

(使用権限の確認)

8 使用する自動車は、運送主体が使用権限を有するものとし、自動車検査証で確認する。

運転者から提供された自家用自動車を使用する場合には、運送主体と提供者との当該車両の使用に関する契約書により確認する。

(運転者の要件の確認)

9 運転者は、普通自動車第2種免許保持者かつその効力が停止されていない者、又は普通自動車第1種免許保持者の場合は、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次のいずれかの要件を備えている者とし、当該運転者の講習の受講状況等を確認する。

(1) 福祉自動車を使用する場合は、次のいずれかの要件を備えているものとする。

ア 國土交通大臣が認定する講習を修了していること。

イ アに準ずるものとして國土交通大臣が認める要件を備えていること。

(2) 福祉自動車以外の自動車を使用する場合は、上記のア又はイで規定する要件のほか、次に掲げる要件を備える運転者を乗務させるか、次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させるものとする。

ア 介護福祉士の登録を受けていること。

イ 國土交通大臣が認定する講習を修了していること。

ウ その他上記イに掲げる条件に準ずるものとして國土交通大臣が認める要件を備えていること

(損害賠償措置の確認)

10 損害賠償措置は、自動車保険証券により確認するものとし、次の要件を備えているものとする。

(1) 対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険に加入していること。

(2) 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと。

(3) 自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと。

(運送の対価)

- 11 運送の対価は、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」(平成18年9月15日付け国自旅第144号)に基づき、運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であり、合理的な方法により算出され、かつ、明確であること及び営利を目的としているとは認められない妥当な範囲であることとし、当該地域における一般旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を目安に、地域の特性を勘案して定めるものとし、運賃及び料金一覧表により確認する。

(運行管理体制の確認)

- 12 運行管理責任者の選任、点呼・報告・指示・記録等に係る指揮命令系統、整備管理責任者の選任、事故発生時の対応に係る責任者の選任及びその他連絡体制の整備並びに苦情処理体制の整備を確認するものとし、事故防止及び安全確保については、必要な研修等の計画を確認する。

(法令遵守)

- 13 登録を受けようとする者が、次のいずれかに該当していないことについては、団体役員の宣誓書により確認する。ただし、変更登録を受ける場合は、(5)に該当していないこと。

(1) 申請者が1年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。

(2) 申請者が法第79条の12の規定（業務の停止及び登録の取消し）による登録の取消しの日から2年を経過していない者であるとき。

(3) 申請者が未成年者又は成年被後見人である場合で、その法定代理人が(1)又は(2)に該当している者であるとき。

(4) 申請者が法人である場合で、その法人役員が上記(1)から(3)までのいずれかに該当している者であるとき。

(5) 道路運送法施行規則第51条の9に定める必要な措置を講じていない者であるとき。

(報告)

- 14 協議会は、運送主体に対して、必要に応じ輸送実績、事故及び苦情処理に関する報告を求めるものとする。